

「光の道構想」に関する見解について

ケーブルテレビ事業者は、地域の公共的な情報通信ネットワークとして、これまで全国各地域で先行的に加入者系のブロードバンド・アクセス網を構築し、住民に対し多チャンネル放送や高速インターネット等のサービスを提供してきました。ケーブルテレビ事業者は、初期投資負担が重く、採算性が厳しいなどのリスクを積極的に取りながら、これまで40余年にわたり事業展開を行ってきた結果、現在では、全世帯比で約90%のホームパス、約45%の加入者を有するまでに至っています。

近年では、大手通信事業者によるIPTVサービスの開始等に伴い、各地で激しい設備競争・サービス競争も進展していますが、各ケーブルテレビ事業者は、地域住民に対しより良いサービスを提供したいとの一心で、日々粉骨砕身しているところです。

さて、いわゆる「原口ビジョン」を受けて、本年3月9日に総務省政務三役会議で策定された「光の道構想」は、2015年頃までに、アクセス網としての「光の道」の整備、国民の「光の道」へのアクセス権の保障、ICT利活用促進による「豊かな社会」の実現、の3点を目指すための具体的政策を検討するものであり、当連盟としてもICTによる我が国の生産性向上、ひいては国際競争力強化を図るために重要な施策として、その趣旨に賛同するとともに、構想の実現に積極的に貢献できると考えています。

他方で、具体的政策の検討に当たっては、現時点で地域におけるケーブルテレビの実績や役割が十分考慮されていないことが憂慮されます。その上で、万一十分な議論が尽くされないまま、短期間でかかる重要な施策の方向性が定まってしまうと、国民に予想外の混乱を与えたり、無用の負担を招いたりといった事態も想定されます。このようなことを避け、「光の道構想」が本来期待された成果を存分に上げることを期待して、今般当連盟として、次のような諸点に関し、十全の検討が行われますよう意見を申し上げる次第です。

1 ケーブルテレビの実績と役割の適正な評価

ケーブルテレビ網は、いわゆる条件不利地域を含め、地域社会のすみずみまで浸透している高速ブロードバンド・ネットワーク(主にFTTN/HFC：光ハイブリッド網)であり、最大160Mbpsのインターネット通信が可能であるなど、光ファイバ網(FTTH)と比べても何ら遜色のあるものではありません。ケーブルテレビ事業者は、これまでもその放送・通信サービスを活用し、地域との協働により、医療、福祉、安全・安心、教育、防災など、地域において多種多様な公共情報サービスを提供してきた実績のある、まさに「ICTによる地域主権」の担い手となりうる重要な存在です。

このような地域に根差したケーブルテレビのアクセス網の整備や利活用の実績は、ケーブルテレビ事業者が地域の住民や地方自治体など様々な関係者と共にこれまで脈々と培ってきたものであり、このような生きたノウハウの活用こそ、「豊かな社会」の実現に向けてケーブルテレビが積極的に担うべき役割と考えます。

2 設備競争の確保

公正なルールに基づく設備競争とサービス競争は車の両輪であり、我が国ではこれまで、両者が相まって料金の低下や多様なサービスの開発・提供等が実現してきました。公正な設備競争なき独占的なアクセス網環境の下では、整備・維持管理コストの膨張の問題は勿論、国際競争力の源泉である技術革新に対する事業者の投資インセンティブが働きにくく、サービスやネットワークの高度化に十分対応できないおそれがあることなど、独占にまつわる様々な問題を惹起する可能性があることについて、理性的な検討が必要と考えます。

3 利用者によるネットワークの自由な選択の確保

ICTサービスの利用者にとっては、光ファイバ網だけがアクセス網ではありません。また、技術進歩の著しいICTの世界では、光ファイバ網を含めある時点では最先端の技術でもすぐに陳腐化するリスクを抱えています。このような点を十分に考慮して、光ファイバ網に加え、携帯電話や WiMAX などの無線ブロードバンド網、多くのケーブルテレビが採用している FTTN/HFC(光ハイブリッド網)など、多種多様なネットワークから、利用者が自分のニーズに合ったネットワークを自由に選択し、利用できること(技術的な中立性)を確保するための議論が必要と考えます。

4 目的に見合った最適な手段の選択

現在、独占的な光アクセス網敷設会社を設立する構想がありますが、この構想が理解されにくいのは、アクセス網の整備及び利活用の促進という当初の目的を超えて、アクセス網を持たない者への設備の開放など複数の目的を同時に求める結果、議論が錯綜しているためと思われます。未整備地域を中心にアクセス網としての「光の道」の整備を加速するという目的の達成に支障を来さないようにするためにも、政策目的とその実現のための手段の関係を合理的に整理し、実現可能性、既存の整備・利活用に関するスキームとの比較、国民の負担などの観点についても十分に検討を行い、「決め打ち」ではない、目的に見合った最適な政策を選択することが必要と考えます。

5 公平な支援の確保

どのような事業者が「光の道構想」の推進に携わる場合であれ、アクセス網の整備、利活用、ユニバーサルサービス提供のいずれの局面においても、特定の者のみを差別的に優遇することなく、同等の条件を満たす者には同等の支援が行われるという競争中立的な国の支援の仕組みを十分検討することが必要と考えます。

6 現実的な移行方策の検証

拙速な議論により国民に予期せぬ結果が生じることを避けるため、特に国の支援を前提とした独占的な光アクセス網敷設会社の設立を行うオプションについては、「料金は本当に下がるのか」、「伝送容量の確保等の機能面で問題が生じないか」、「どの程度の投資と資金援助・負担が必要か」、「具体的な利活用をどのように行うのか」、「スムーズな移行が可能か」、「地域に悪影響を与えないか」などの、政策決定の前提となる重要な論点については、実際のコスト情報などの諸データに基づく十分な精査、検証が必要と考えます。

上記のように、ケーブルテレビ事業者は、長年にわたり大胆に事業リスクを取って、条件不利地域を含む全国各地域で高速のブロードバンド・アクセス網を自前で整備し、利活用してきた実績を有しています。

「光の道構想」の検討に当たっては、全国唯一の統一インフラを整備するというナショナルミニマムの発想に基づく「形」に固執せず、ネットワーク本来の「多様性」、「つながり」を是としつつ、実際に地域の動脈として機能している放送・通信ネットワーク及び利活用のノウハウ等についても、同構想の実現に資する重要な「資源」として考慮するという柔軟な考え方こそ、必要ではないかと思われます。

このような問題意識の下、真の「豊かな社会」の実現に向けて、引き続き決して結論ありきでない、国民レベルでのオープンかつ十分な検討が行われることを切望します。